

# 感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱

3 福保感事第 5 9 1 2 号

令和 4 年 3 月 2 2 日

(目的)

## 第 1 条

この要綱は、感染管理認定看護師等資格取得支援事業実施要綱（令和 4 年 3 月 日付 3 福保感事第 5 9 1 1 号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(補助対象者)

## 第 2 条

この要綱において、補助対象者は、実施要綱第 4 条に定める病院とする。

(補助対象事業)

## 第 3 条

この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第 5 条に定める事業とする。

- 2 補助事業は、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

(補助対象経費)

## 第 4 条

この補助金の対象とする経費は、別表の第 3 欄に定める経費とする。

(事業の実施期間)

## 第 5 条

補助の対象とする事業の実施期間は、第 8 条の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとする。ただし、令和 3 年度については、令和 4 年度受講に向けた入学料及び受講料について、適用日から対象とする。

(補助金の額)

## 第 6 条

この補助金は、次の（１）及び（２）により算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- （１）第 3 条に定める事業の実施に当たり、別表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定

める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1) により選定された額と当該事業に要する総事業費から、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

#### 第7条

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京都知事(以下「知事」という。)の指定する日までに、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

#### 第8条

知事は、第7条の規定に基づく交付申請があった場合は、申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて実態調査等を行い、相当と認めるときは、第9条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

#### 第9条

交付の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 交付決定の際に付す条件

ア 対象経費のうち、入学金、授業料及び教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費について交付決定を受けた場合、研修受講年度内に受講を修了することを、条件として付す。

イ 対象経費のうち、認定審査料について交付決定を受けた場合、認定審査に合格することを、条件として付す。

ウ ア及びイに定める条件に反した場合、補助の目的に適合しないとして、補助金を交付しない。

- (2) 事情変更による決定の取消し等

ア 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

イ アの規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合に限る。

- (3) 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれ

かに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

(4) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(5) 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。

(6) 遂行命令等

ア 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 知事は、補助事業者がアの命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は9の規定により、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(7) 実績報告

ア 補助事業者は、補助事業完了後、知事が指定する日又は補助金の交付の決定に係る都の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金実績報告書（別記第2号様式）（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。また、(3)のウの規定により廃止の承認を受けたときも同様とする。

イ 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っていない場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

(8) 補助金の額の確定

知事は、(7)の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

(9) 是正のための措置

知事は、(8)の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(10) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(11) 補助金の返還

ア 知事は、(10)のアの規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用があるものとする。

(12) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(10)のアの規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(13) 違約加算金の計算

(12)のアの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (14) 延滞金の計算

(12)のイの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (15) 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

#### (16) 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

#### (補助金の交付)

##### 第10条

補助金の交付は、当該年度における補助事業の終了後、実績報告書の提出を受けた後、確定払で行うこととする。

#### (申請の撤回)

##### 第11条

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

#### (指導及び監督)

##### 第12条

知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、関係法令の定めるところにより補助金の交付の目的が達せられるよう必要な指導監督を行うことができる。

#### (補則)

##### 第13条

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年財主調発第20号)の定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年12月15日から適用するものとする。

別表

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>感染管理認定 看護師等資格 取得支援事業</p>	<p>一施設当たり 6,000千円  (うち、3の「対 象経費」におけ る「(1)のオ 人件費」につい ては、一月当た り434千円と する。)</p>	<p>(1) 実施要綱第2条の(1)の アからウの資格取得にかか る経費 ア 入学料 イ 受講料 (年度内に受講 修了した場合) ウ 認定審査料 (認定された場合) エ 認定登録料 オ 人件費 教育課程受講期間中の 受講者に係る給与費又は 代替看護職員給与費 (※) カ 資格更新料 キ その他知事が必要と認 めた経費</p>	<p>4分の3</p>
		<p>(2) 実施要綱第2条の(1)の エからキの資格取得にかか る経費 ア 認定審査料 (認定された場合) イ 認定登録料 ウ 資格更新料 エ その他知事が必要と認 めた経費</p>	

※1 給与費 (法定福利費、賞与及び手当を含む。) については、報酬、報償費及び賃金についても対象経費とすることができる。

2 令和3年度の基準額は、一施設当たり1,000千円とする。